

麻薬卸売業者における麻薬取扱いの手引き (麻薬及び向精神薬取締法上の取扱い)

麻薬卸売業者とは、都道府県知事の免許を受けて

- ・麻薬小売業者
- ・麻薬診療施設の開設者
- ・麻薬研究施設の設置者

に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいいます。(麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。) 第2条第16号)

なお、麻薬卸売業者は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことができます。(法第24条第9項)

第1 免許

(1) 免許の資格要件 (法第3条第2項第5号、同条第3項)

麻薬卸売業者の免許を受けることができる者は、

- A. 次のア) 又はイ) の者であって、
 - ア) 医薬品医療機器法の規定により薬局開設の許可を受けている者
 - イ) 医薬品医療機器法の規定により医薬品の販売業の許可を受けている者
- B. 自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているもの

に限られます。(法第3条第2項第5号)

※相対的欠格事由：次の①～⑧のいずれかに該当する者には、免許を与えられない場合があります。

(法第3条第3項)

- ① 法第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
- ③ 前記①、②に該当する者を除くほか、麻薬及び向精神薬取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、当該違反行為があつた日から2年を経過していない者
- ④ 精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ⑤ 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者
- ⑥ 暴力団員等
- ⑦ 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前記①～⑥のいずれかに該当する者があるもの
- ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 免許の申請手続（法第3条第1項）

麻薬卸売業者の免許を受けようとする者は、麻薬業務所ごとに、その所在地の都道府県知事に免許を申請しなければなりません。

申請を行う際には次の書類等が必要です。詳細については都道府県薬務主管課又は保健所にお尋ねください。

- ア) 麻薬卸売業者免許申請書（別紙様式(1)）
- イ) 精神の機能の障害、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する診断書（法人又は団体の場合は、麻薬関係業務を行う役員全員）
- ウ) 申請者が法人又は団体の場合は、登記記載事項証明書、定款、組織規定（図）、事務分掌表等当該法人又は団体における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類（別紙様式(2)）
- エ) 薬局開設許可証（又は医薬品の販売業許可証）の写し（※2）
- オ) 薬剤師免許証の写し
- カ) 麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図及び当該施設の構造・設備を示すもの（麻薬貯蔵設備基準については、第3 管理・保管(2)保管の項参照）
- キ) 免許申請にかかる手数料

※1 麻薬関係業務を行う役員とは、次のとおりです。

（編注）昭和57年9月24日薬麻第589号（改正：平成31年3月29日薬生監麻発0329第4号）

- ア 合名会社にあっては、定款に別段の定めがないときは社員全員
- イ 合資会社にあっては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- ウ 合同会社にあっては、定款に別段の定めがないときは社員全員
- エ 株式会社（特例有限会社を含む。）にあっては、会社を代表する取締役及び法の免許に係る業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、代表執行役及び法の免許に係る業務を担当する執行役
- オ 外国会社にあっては、会社法第817条にいう代表者
- カ 民法法人・協同組合等にあっては、理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く
なお、免許取得後、役員に変更があった場合は、新たに役員に就任した者にかかる「麻薬卸売業者業務を行う役員変更届」（別紙様式(3)）、診断書及び麻薬関係業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類を提出してください。

※2 薬局開設の許可（又は医薬品の販売業の許可）を申請中に麻薬卸売業者免許を申請する場合は、麻薬卸売業者免許申請書の備考欄にその旨を記載したうえ、薬局開設許可（又は医薬品の販売業許可）申請書の写し（受付官庁の日付け入り受理印のあるもの）等、薬局開設の許可（又は医薬品の販売業の許可）を申請中であることを証する書類を添付してください。

※3 薬局開設の許可（又は医薬品の販売業の許可）と麻薬卸売業者免許を同時に申請する場合には、一方に添付する医師の診断書は、写しであっても差し支えありません（ただし、他方に原本が付されており、診断項目が満たされ、かつ原本との突合せができる場合に限る。）。

(3) 免許の有効期間等 (法第4条・法第5条)

免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までです（有効期間は、免許証に記載されています。）。

免許証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはなりません。

(4) 免許の失効 (法第6条)

免許は、次の①～④の場合、その効力を失います。

- ① 免許の有効期間が満了した場合
- ② 法第51条第1項の規定により免許を取り消された場合
- ③ その麻薬業務所の所在地の都道府県知事が業務廃止の届出を受理した場合
- ④ 法第3条第2項第5号の資格（第1 免許(1)免許の資格要件A. 及びB. の要件）を欠くに至った場合

免許失効後の当該免許証の取り扱いについては、次の(5)業務廃止等の届出及び(6)免許証の返納の項に従って処理してください。

(5) 業務廃止等の届出 (法第7条)

免許の有効期間中に当該免許に係る麻薬業務所における麻薬に関する業務を廃止したとき、又は薬局の廃止等で麻薬免許の絶対的要件（法第3条第2項第5号）となる資格を失ったときは、15日以内に、麻薬卸売業者免許証を添えて「麻薬卸売業者業務廃止届」（別紙様式(4)）により、麻薬業務所の所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

また、麻薬卸売業者が死亡し、又は法人が解散した場合、「麻薬卸売業者業務廃止届」は、相続人、清算人、破産管財人等届出義務者が麻薬業務所の所在地の都道府県知事に、麻薬卸売業者免許証を添えて届け出なければなりません。

(6) 免許証の返納 (法第8条)

免許の有効期間が満了したとき、又は法第51条第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に、「麻薬卸売業者免許証返納届」（別紙様式(5)）により、麻薬業務所の所在地の都道府県知事に、麻薬卸売業者免許証を返納しなければなりません。

(7) 免許証の記載事項の変更届 (法第9条)

免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に、「麻薬卸売業者免許証記載事項変更届」（別紙様式(6)）により、麻薬業務所の所在地の都道府県知事に、薬事法に基づき提出した薬局又は医薬品販売業の変更届の控え又は写し（受理印のあるもの）に麻薬卸売業者免許証を添えてその旨を届け出なければなりません。免許証は、書き替えられて交付されます。

※1 麻薬業務所移転により麻薬業務所の所在地が変更となった場合には、移転前の麻薬業務所については業務を廃止し、((5)業務廃止等の届出の項参照)、移転後の新業務所について新規に免許申請しなければなりません。

なお、移転前の麻薬業務所において所持していた麻薬については、その業務廃止後 50 日以内に移転先の新業務所において麻薬卸売業者の免許を取得していれば、当該新麻薬業務所へ譲渡できます（第2 謙受・譲渡(3)免許失効等に伴う譲渡し等の項参照）。この場合の譲渡手続きについては、都道府県薬務主管課又は保健所に事前に相談のうえ、行うようにしてください。

※2 地番変更や市町村の合併、分割などに伴い、麻薬業務所の所在地の地名等が変更となった場合には、変更届の必要はありませんが、届け出ても差し支えありません。届け出た場合、免許証は書き替えられて交付されます。

(8) 免許証の再交付（法第 10 条）

免許証をき損し、又は亡失したときは、15 日以内に、「麻薬卸売業者免許証再交付申請書」（別紙様式(7)）により、その事由を記載し、麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、麻薬卸売業者免許証の再交付を申請しなければなりません。

なお、免許証をき損した場合は、き損した麻薬卸売業者免許証を添えて再交付を申請しなければなりません。

また、亡失により免許証の再交付を受けた後で、亡失した麻薬卸売業者免許証を発見したときは、15 日以内に、「麻薬卸売業者免許証返納届」（別紙様式(5)）により、麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、発見した麻薬卸売業者免許証を返納しなければなりません。

第 2 謙受・譲渡

麻薬の譲受・譲渡は、原則、手渡しによって行ってください。

(1) 謙受（法第 24 条・法第 26 条・法第 32 条）

ア) 麻薬卸売業者が麻薬を譲り受けることができる相手は、麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び当該免許に係る麻薬業務所の所在地と同一の都道府県内にある麻薬卸売業者（以下「麻薬元卸売業者等」という○）に限定されています。

イ) 麻薬を譲り受けるときには、あらかじめ麻薬元卸売業者等へ「麻薬譲受証」（別紙様式(8)）を交付するか、又は麻薬元卸売業者等が交付する麻薬及び「麻薬譲渡証」（別紙様式(9)）と引換えに麻薬譲受証を交付しなければなりません。

ウ) 麻薬譲受証には、法人の場合、代表者名を記載し、代表者印又は代表者印に準ずる麻薬専用印を押印してください。

エ) 麻薬譲受証と引換えに麻薬元卸売業者等から麻薬を譲り受ける際は、麻薬元卸売業者等の立会いの下に、次の事項について確認してください。

- ① 麻薬譲渡証に記載された麻薬の品名、数量及び製品番号と現品が相違しないか
 - ② 麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか（法第 30 条）
 - ③ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか
- オ) 麻薬譲渡証は、交付を受けた日から 2 年間保存しなければなりません。
- カ) 麻薬譲渡証をやむを得ない事情により紛失又はき損した場合は、理由書（き損した場合は、麻薬譲渡証を添付）を取引のあった麻薬元卸売業者等に提出し、麻薬譲渡証の再交付を受けてください。

※ 麻薬譲受証は、業務の責任者が作成してください。麻薬譲受証に印のみ押して麻薬元卸売業者等に先渡してください、いわゆる白紙委任は絶対行ってはいけません。

（2）譲渡（法第 24 条第 9 項・法第 32 条）

- ア) 麻薬卸売業者が譲渡できる相手は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地と同一の都道府県内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者（以下「麻薬小売業者等」という。）に限定されます。
- イ) 麻薬を譲り渡すときには、あらかじめ麻薬小売業者等から麻薬譲受証の交付を受けるか、又は麻薬譲受証と引換えでなければ、麻薬及び麻薬譲渡証を交付してはいけません。
- ウ) あらかじめ麻薬譲受証の交付を受けた場合、麻薬譲受証の記載事項及び押印等に不備はないか確認してください。
- エ) 麻薬譲渡証には、法人の場合、代表者名を記載し、代表者印又は代表者印に準ずる麻薬専用印を押印してください。
- オ) 麻薬小売業者等に麻薬を譲り渡す場合、麻薬小売業者等に対し、次の事項について確認を求め、その確認の際には、必ず立ち会うようしてください。
 - ① 麻薬譲渡証に記載された麻薬の品名、数量及び製品番号と現品が相違しないか
 - ② 麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか（法第 30 条）
 - ③ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか
- カ) 麻薬譲受証は、交付を受けた日から 2 年間保存しなければなりません。
- キ) 麻薬譲受証をやむを得ない事情により紛失又はき損した場合は、理由書（き損した場合は、き損した麻薬譲受証を添付）を取引のあった麻薬小売業者等に提出し、麻薬譲受証の再交付を受けてください。
- ク) 麻薬営業者がファクシミリを用いて譲受証を受け取る場合は、ID 番号が登録でき、送信日時、送信相手先が記録できるファイルを用いて、譲受証に記載すべき事項について電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係るコンピュータに記録する方法により、行うことができる。この場合、当該麻薬

営業者は、当該譲渡証の交付を受けた者とみなされる。

この方法による場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 麻薬営業者はあらかじめ譲受人から当該方法によることの承諾を得なければならないこと
- ② ファイルの記録を出力することにより書面を作成することができるこ
- と
- ③ ファイルに記録された書面に記載すべき事項について改変が行われていいか確認できる措置を講じていること
- ④ 当該方法で作られる電磁的記録は2年間保存しなければならないこと

(編注) 平成16年6月17日事務連絡「ファックスを用いた麻薬譲受証に記載すべき事項の提供について」

※1 麻薬譲渡証は、業務の責任者が作成してください。麻薬譲渡証に印のみ押して麻薬小売業者等に先渡してください、いわゆる白紙委任は絶対行ってはいけません。

※2 麻薬を譲り渡すとき、麻薬小売業者等の責任において麻薬譲受証を作成されているのか確認してください。

本来、麻薬小売業者等の譲受側が作成すべき麻薬譲受証を麻薬卸売業者が作成し麻薬譲渡時に押印のみ取得し持ち帰るというような行為を行ってはいけません。

※3 麻薬小売業者等へ麻薬を譲り渡す場合には、その相手が譲り受けできる資格を有する者であるかを免許証等で確認してください。

※4 理由無く麻薬の購入量が急に増えるなど不審な麻薬小売業者等があれば、都道府県薬務主管課又は保健所にその旨を連絡してください。

※5 麻薬卸売業者は、上記ア)の麻薬小売業者等以外の者に麻薬を譲渡する場合は、「麻薬譲渡許可申請書」(別紙様式10)により、その都度、地方厚生(支)局長の許可を受けなければなりません。(法第24条第10項)

(3) 免許失効等に伴う譲渡等(法第7条・法第36条)

麻薬卸売業者の免許が失効したとき(第1 免許(4)免許の失効の項参照。ただし、免許が効力を失った場合で、引き続きその者が麻薬卸売業者となったときは除く。)又は麻薬卸売業者が死亡若しくは解散したときに所有している麻薬については、15日以内に「残余麻薬届」(別紙様式11)により、都道府県知事に、現に所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければなりません。

なお、現に麻薬がない場合にあっても、不法所持に至らしめないように麻薬を所持していないことを確認する必要があるので、その旨を届け出してください。

また、業務廃止等の後50日以内であれば、法第24条の規定にかかわらず、同一の都道府県内にある他の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に、所有している麻薬を譲り渡すことができます。この場合、麻薬を譲り渡した日から15日以内に「麻薬譲渡届」(別紙様式12)により、都道府県知

事に届け出なければなりません。

もしも、この 50 日以内に他の麻薬取扱者への譲渡ができない場合は、都道府県知事に「麻薬廃棄届」(別紙様式13)を提出した後、都道府県職員の立会いの下に廃棄しなければなりません(第 5 廃棄届の項参照)。この廃棄は、業務廃止等の後 50 日以内に完了してください。

麻薬卸売業者が死亡し、又は法人が解散した場合には、相続人、清算人、破産管財人等届出義務者が同様に届け出なければなりません。

第3 管理・保管

(1) 管理

薬剤師である麻薬卸売業者若しくは医薬品医療機器法の規定に基づく管理薬剤師は、麻薬卸売業者が譲り受ける、又は譲り渡す麻薬について、次に掲げる事項等を責任を持って行ってください。

- ① 受入れ(麻薬元卸売業者等からの譲受け)
- ② 払出し(麻薬小売業者等への譲渡し)
- ③ 保管(保管場所での保管、定期的な保管設備への巡回、在庫管理等)
- ④ 保管設備の鍵の管理
- ⑤ 法定書類(譲渡証、譲受証、麻薬にかかる帳簿)の作成及び保管
- ⑥ 廃棄や事故に関する届出、半年期の届出

(2) 保管(法第 34 条)

麻薬卸売業者が所有する麻薬は、麻薬以外の医薬品と区別して、麻薬業務所内の鍵をかけた堅固な設備内で保管しなければなりません。

なお、麻薬を貯蔵する設備の堅固性を確保するため、次の麻薬貯蔵設備基準を設けていますので、当基準に合致若しくはこれに見合う設備を設置するようお願いします。

※1 保管の目的は、麻薬の滅失、盗取、所在不明等の事故の発生を防止することです。麻薬以外の医薬品と区別することとしているのは、麻薬以外のものを麻薬と共に保管することにより、保管庫の開閉の機会が増え、これが麻薬の事故の増加につながるおそれがあるためです。

したがって、現金、書類等についても麻薬と同一の保管庫には入れないでください。

※2 麻薬貯蔵設備内の循環整備や品質の適正保持のために必要とされる除湿器、冷蔵設備等の機器を設置しても差し支えありません。

【麻薬貯蔵設備基準】(昭和 56 年 8 月 14 日 薬発第 780 号 厚生省薬務局長通知)

麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備基準は、次のとおりですが、壁等の厚さは、設備基準と同等以上の強度、耐火性等を有するものであれば、天井並びに壁の材質及び厚さの設備基準を満たさなくとも差し支えありません。

- ① 常時監視のできる警備体制が具備されていること。

- ② 人目につかない非常ベルの装置があること。
- ③ 天井の高さは、180cm、床面積は、3. 3 m²以上であること。
- ④ 天井及び壁は、原則として鉄筋コンクリートで、厚さは20cm以上であること。
- ⑤ 出入口に鉄格子戸及び鉄扉があり、鉄格子戸及び鉄扉には盗難防止上十分な施錠ができるここと。鉄扉の厚さは9cm以上で内部に不燃材料をつめてあること。
- ⑥ 通気口、換気装置等を設置する場合は、鉄格子等盗難防止上の対策を十分に講ずること。

第4 記録

(1) 帳簿の記載 (法第37条)

麻薬業務所に麻薬にかかる帳簿(受払い簿)を備え、これに次の事項を記載してください。

- ① 譲り受けた麻薬の品名、数量、その年月日並びに相手方の氏名又は名称及び住所
- ② 譲り渡した麻薬の品名、数量、その年月日並びに相手方の氏名又は名称及び住所
- ③ 廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日(備考欄に届出年月日を記載、立会者署名又は記名押印)
- ④ 事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日(備考欄に届出年月日を記載、事故年月日は事故発生日若しくは事故発見日を記載)

(2) 記載上の留意事項

- ① 帳簿は品名、剤型、濃度(含有量)別に口座を設けて記載してください。
- ② 帳簿の形式は、金銭出納帳簿形式のものが便利です。着脱式(ルーズリーフ等)の帳簿を使用するときはページを付けてください。
- ③ 帳簿の記載には、インク、ボールペンなど字が消えないものを使用してください。
- ④ 麻薬の受払い等をコンピューターを用いて管理し、出力して帳簿とする場合は、出力された印刷物が1カ所に整理された状態にあることが必要です。
- ⑤ 帳簿の訂正には、訂正すべき事項を2本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正した箇所に管理者等の訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

なお、コンピューター処理により訂正する場合には、訂正年月日、訂正事項及び訂正を行った者が分かるようにしてください。

(3) 記載の方法

- ① 麻薬にかかる帳簿には、麻薬の受け入れ又は払い出しがあったつど記載することが原則です。

② 麻薬の受入の年月日は、譲渡側の麻薬元卸売業者等が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。麻薬譲渡証の日付と納品日が異なる場合は、備考欄に実際の納品日を記載してください。

このほか、「備考欄」には、譲渡側の麻薬元卸売業者等の名称・住所、麻薬の製品番号等を記載してください。

③ 麻薬小売業者等に麻薬を譲り渡した際には、

「年月日」には、出庫の日、すなわち、麻薬譲渡証の日付

「備考欄」には、譲受側の名称・住所、麻薬の製品番号等をそれぞれ記載してください。

(4) その他

① 帳簿上の残量と現品の在庫数量が一致しているかの確認を定期的に行ってください。

② 麻薬にかかる帳簿は、最終の記載の日から 2 年間、保存しなければなりません。(法第 37 条第 2 項)

麻薬にかかる帳簿の記載例 (モルヒネ塩酸塩注射液 1m1 ×10A/箱の場合)

品名	モルヒネ塩酸塩注射液 (10mg 1ml)			単位	A
年月日	受入	払出	残量	備考	
R2. 9. 1			500	前帳簿から繰越し	
R2. 9. 2	100		600	○○製薬 (新宿 1-2-3) から購入 製品番号 S-1 ~ S-10 9. 3 納品	
R2. 9. 6		50	550	厚生病院 (霞が関 3-2-1) ~ 製品番号 T-1 ~ T-5	
R2. 9. 7		10	540	9. 7 所在不明 (盗難の疑いもある) 製品番号 V-1 9. 7 麻薬事故届出 9. 7 △○警察署届出	
R2. 9. 12	100		640	○○製薬 (新宿 1-2-3) から購入 製品番号 H-11 ~ H-20 9. 13 納品	

R2. 9. 14		1	639	9. 14 謙渡立会いの際 1 アンプル破損確認 (0.7ml 回収、0.3ml 流失) 製品番号 Z-1 の中の 1 アンプル 9. 14 麻薬廃棄届出及び破損アンプル流出分につ き麻薬事故届出 9. 20 0.7ml を廃棄 立会者署名
R2. 9. 20		9	630	9. 20 麻薬廃棄届出 (9.14 のアンプル破損の残り 分 9 アンプルである) 製品番号 Z-1 の中の 9 アンプル 9. 20 廃棄 立会者署名
R2. 9. 25		10	620	9. 22 移動中破損 (全て回収) 製品番号 Z-2 0 9. 22 麻薬廃棄届出 9. 25 廃棄 立会者署名

第 5 廃棄届 (法第 29 条)

古くなったり、変質、破損等により譲り渡さない麻薬、不要となった麻薬については、あらかじめ「麻薬廃棄届」(別紙様式13)により、業務所の所在地の都道府県知事に届け出た後に、都道府県職員の立会いの下に廃棄しなければなりません。廃棄の実施については、麻薬取締員等の指示に従ってください。

※1 廃棄は、酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合、焼却、放流等、麻薬の回収が困難な方法に
よって行ってください。

※2 麻薬を廃棄した場合は、麻薬にかかる帳簿にその旨を記載し、麻薬廃棄届の写しを保管しておいてください (第4 記録の項参照)。

第 6 事故届 (法第 35 条第 1 項)

麻薬卸売業者が所有している麻薬に、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を「麻薬事故届」(別紙様式14)により、麻薬業務所の所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

※1 麻薬卸売業者は、麻薬小売業者等に麻薬を譲り渡す際、両者立会いのもとに破損等を発見した場合は、
麻薬譲受証を返し、譲受側から麻薬譲渡証の返納を受けるとともに、その麻薬を持ち帰ることになります。
この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を都道府県知事に提出してください。

※2 郵送等により麻薬を譲り受けた後に、譲受側が譲り受けた麻薬に破損等を発見した場合には、譲受側が麻薬事故届を都道府県知事に提出することになります。

麻薬元卸売業者等が契約する運送業者により配送された場合についても同様に、譲受側が麻薬事故届を提出することになります。

※3 盗取による事故が考えられる場合には、すみやかに警察にも届けてください。

※4 麻薬事故届を提出した場合には、麻薬にかかる帳簿にその旨を記載し、また、事故届の写しを保管しておいてください（第4 記録の項参照）。

※5 事故の原因を分析し、再発防止のための適切な対策を講じてください。

第7 半期届（法第46条）

麻薬卸売業者は、半期（1月から6月まで及び7月から12月までの期間）ごとに、その期間の満了後15日以内に、次の事項を「（上・下）半期麻薬卸売業者報告書」（別紙様式15）により、都道府県知事に届け出なければなりません。

- ① 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
- ② その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
- ③ 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

※1 届出期間中に麻薬を所有しなかった場合であっても、「在庫なし」として届け出る必要があります。

※2 「半期届」の記載は、同じ品名のものでも規格（濃度、容量、剤形等）が異なれば、別品目として記載してください。

※3 譲受欄には、麻薬元卸売業者等から譲り受けた麻薬の数量を記入してください。

※4 法第29条の規定による届出後に廃棄した麻薬及び法第35条第1項の規定による事故届のあった麻薬については、「備考欄」にその数量を記載してください。

※5 「半期届」は、徹底した麻薬管理の下で記述される帳簿に基づき作成されますが、必ず帳簿と麻薬の入庫、出庫並びに在庫量等が一致することを確認のうえ、作成してください。

※6 「半期届」を提出した後に、誤りが判明した場合には、訂正する必要がありますので、すみやかに都道府県薬務主管課又は保健所に連絡してください。

第8 立入検査（法第50条の38）

ア) 立入検査は、麻薬の取締り上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行われるものではありません。

イ) 立入検査を行う職員は、身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。

ウ) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。（法第72条第11号）

別紙様式一覧表

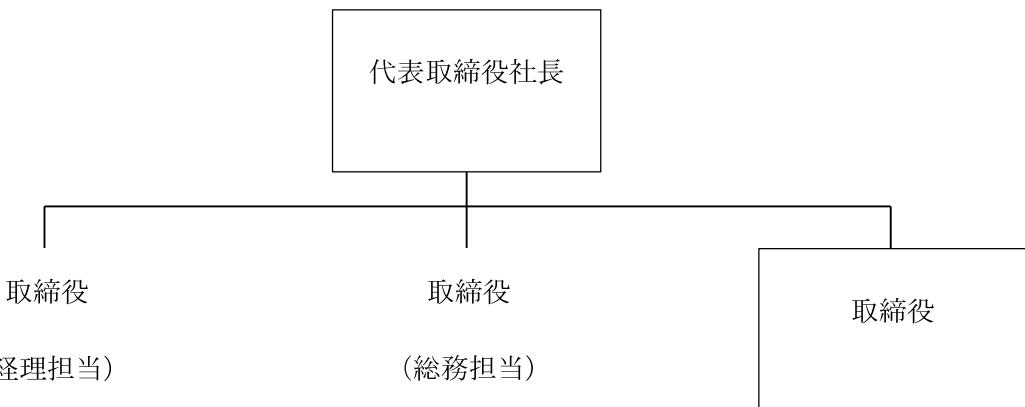
番号	区分		
(1)	麻薬卸売業者免許申請書	新規	その都度
		(継続) 新規	都道府県指定日
(2)	麻薬関係業務を行う役員についての組織図（例）		免許申請の都度
(3)	麻薬卸売業者業務を行う役員変更届		その都度
(4)	麻薬卸売業者業務廃止届		15日以内
(5)	麻薬卸売業者免許証返納届		15日以内
(6)	麻薬卸売業者免許証記載事項変更届		15日以内
(7)	麻薬卸売業者免許証再交付申請書		15日以内
(8)	麻薬譲受証		その都度
(9)	麻薬譲渡証		その都度
(10)	麻薬譲渡許可申請書		その都度
(11)	残余麻薬届		15日以内
(12)	麻薬譲渡届		15日以内
(13)	麻薬廃棄届		その都度
(14)	麻薬事故届		すみやかに
(15)	(上・下) 半期麻薬卸売業者報告書		満了後 15日以内

麻薬卸売業者免許申請書

麻薬業務所		所在地			
		名称			
医薬品販売業許可番号		F 第 号	許可年月日	年 月 日	
員申請者を含む法人にあつては、その業務を行なう役員	法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。				
	(1) 定により免許を取り消されたこと。				
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。				
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。				
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。				
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。				
備考					
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。					
年 月 日					
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)					
氏名 (法人にあつては、名称)					
佐賀県知事様					
参考	申請区分 ①新規申請 ②継続申請 (現在の麻薬免許番号: 第 号)				
		連絡先電話番号			

有限会社/株式会社 ○○ 業務分掌表

(2)



□ 内が麻薬関係業務を行う役員であることを証明する。

年 ○○月 ○○日

佐賀市城内××
有限会社/株式会社 ○○ 代表取締役

麻薬卸売業者役員変更届

(3)

免許証の番号	第号	免許有効期間 開始年月日	年月日
麻薬業務所	所在地		
	名称		
変更年月日	年月日		
変更前			
変更後			
変更後の業務を行う役員の欠格条項	(1)法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。		
	(2)罰金以上の刑に処せられたこと。		
	(3)薬事又は医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。		
	(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。		
備考			
<p>上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。</p> <p>年月日</p> <p>住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名 (法人にあっては、名称)</p> <p>佐賀県知事様</p>			

麻薬卸売業者業務廃止届

免許証の番号		第 号	免許有効期間 開始年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地	〒		
	名称			
氏名又は名称				
業務廃止の事由 及びその年月日		(年 月 日)		
<p>上記のとおり、業務を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏 名 (法人にあっては、名称)</p> <p>佐賀県知事 様</p>				

※ 免許証を添付してください。

麻薬卸売業者免許証返納届

免許証の番号	第号	免許有効期間 開始年月日	年月日
麻薬業務所	所在地	〒	
	名称		
氏名			
免許証返納の事由 及びその年月日		(年月日)	
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p>年月日</p> <p>住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名 (法人にあっては、名称)</p> <p>佐賀県知事様</p>			

※ 免許証を添付すること。

麻薬卸売業者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第号	免許有効期間 開始年月日	年月日
変更すべき事項				
変更前	麻薬業務所	所在地	〒	
		名称		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		〒		
氏名(法人にあっては、名称)				
変更後	麻薬業務所	所在地	〒	
		名称		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		〒		
氏名(法人にあっては、名称)				
変更の事由及びその年月日				
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>年月日</p> <p>住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名(法人にあっては、名称)</p> <p>佐賀県知事様</p>				
		連絡先電話番号		

(注意) 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

麻薬卸売業者免許証再交付申請書

免許証の番号		第 号	免許有効期間 開始年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地	〒		
	名 称			
氏名（法人にあっては、名称）				
再交付の事由 及びその年月日		(年 月 日)		
<p>上記のとおり、免許の再交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人にあっては、名称）</p> <p>佐賀県知事 様</p>				
		連絡先電話番号		

別記第16号様式(第十二条關係)

88

(注音)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
 - 2 余白には、斜線を引くこと。

別記第17号様式(第十二条関係)

(9)

麻薬譲渡証				年月日
譲渡人の免許証の番号	第 号	譲渡人の免許の種類	記	
譲渡人の氏名(法人にあつては、名称)				(印)
麻薬業務所又は大麻草上栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所名	所在地			
品名	容量	量箇	数	備考

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 余白には、斜線を引くこと。

麻薬譲渡許可申請書

(10)

譲 渡 人	免許証の番号		第号	免許年月日	年月日
	免許の種類		麻薬卸売業者		
	麻薬業務所	所在地			
		名称			
譲り渡そうとする麻薬		品名	容量	箇数	数量
譲 渡 先	免許証の番号		第号	免許年月日	年月日
	免許の種類				
	麻薬業務所	所在地			
		名称			
氏名 (法人にあっては名称)					
譲渡しの理由					

上記のとおり、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年月日

住 所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称)

地方厚生(支)局長 殿

残 余 麻 薬 届

(11)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)

届出義務者続柄

氏 名 (法人にあっては、名称)

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

麻 薬 取 扱 者	免許の種類		麻薬卸売業者		
	免許番号				
	氏 名 (法人にあっては、名称)				
	麻薬業務所	所在地			
		名 称			
	業務(研究)の廃止又は免許 の失効年月日		年 月 日		
届出の理由		<input type="checkbox"/> 業務廃止 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他 ()			
残 余 麻 薬 の 品 名 及 び 数 量	品 名		数 量	備 考	
残余麻薬の処置		1 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲 渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 2 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 3 その他 (具体的に記入すること。)			

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

残 余 麻 薬 譲 渡 届

(12)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所 法人にあっては、主たる
事務所の所在地届出義務者続柄
氏 名 (法人にあっては、名称)

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	麻 薬 取 扱 者	免許の種類	麻薬卸売業者	
		免許番号		
		氏 名 (法人にあっては、名称)		
		麻薬業務所	所在地	
			名称	
		業務 (研究) の廃止又は免許 の失効年月日		年 月 日
残余麻薬届出年月日		年 月 日		
譲 受 者	麻 薬 取 扱 者	麻薬営業者、麻 薬診療施設の開 設者又は麻薬研 究施設の設置者	住所 法人にあっては、主たる 事務所の所在地	
		氏名 (法人にあっては、名 称)		
		免許の種類		
		免許番号		
		氏 名 (法人にあっては、名称)		
		麻薬業務所	所在地	
名称				
譲 渡 年 月 日		年 月 日		
譲 渡 し た 麻 薬 の 数 量 品 名 及 び	品 名		数 量	備 考

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えて
いただければ、九州各県で使用できます。

麻薬廃棄届

免許の番号	第 号	免許有効期間 開始年月日	年 月 日
免許の種類	麻薬卸売業者	氏 名	
麻薬業務所 又は麻薬の 所在場所	所在地	〒	
	名 称		
廃棄しようとする 麻 薬	品 名	数 量	
廃棄の年月日	令和 年 月 日		
廃棄の場所			
廃棄の方法	放流・焼却		
廃棄の理由			
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。			
年 月 日			
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
(届出義務者続柄)			
氏 名 (法人にあっては、名称)			
佐賀県知事 様			
	連絡先電話番号		

麻薬事故届

免許証の番号	第 号	免許有効期間 開始年月日	年 月 日
免許の種類	麻薬卸売業者		
麻薬業務所	所在地	〒	
	名称		
事故が生じた麻薬	品名	数量	
事故発生の状況 (事故発生年月日、 場所、事故の種類)			
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名 (法人にあっては、名称)</p> <p>佐賀県知事 様</p>			
		連絡先電話番号	

佐賀県知事
令和年月日
第 免許証番号

令和年半期 麻薬卸売業者報告書

麻薬業務所の所在地

氏名又は名称

(15)

品名	容器容量	期初在庫数量	容器数	製造製剤業者		輸受数量		輸送数量		在庫数量		備考
				容器数	数量	元販売業者	容器数	容器数	数量	小売業者等	容器数	
アヘン末	5g											g
アヘン散	25g											g
アヘンチキ	25mL											mL
アヘンチク散	25g											g
アヘンカルロド'塩酸塩	5g											g
アヘンカルロド'塩酸塩注射液	1mL×10	A										g
アヘンカルロド'アドヒン注射液	1mL×10	A										A
弱アヘンカルロド'コボラジン注射液	1mL×10	A										A
アヘンカルロド'コボラジン注射液	1mL×10	A										A
モルヒネ塩酸塩水和物	5g											g
モルヒネ塩酸塩錠	10mg×PTP	80	T									T
モルヒネ塩酸塩錠	10mg	100	T									T
バージカルセトロム	30mg	50	Cap									Cap
バージカルセトロム	60mg	50	Cap									Cap
バージカルセトロム	120mg	50	Cap									Cap
モルヒネ塩酸塩注10mg	1mL×10	A										A
モルヒネ塩酸塩注50mg	5mL×5	A										A
モルヒネ塩酸塩注50mg	5mL×10	A										A
モルヒネ塩酸塩注200mg	5mL×5	A										A
モルヒネ塩酸塩注100mgシリジ	10mL×5	本										本
フヘンノリ注50mgシリジ	5mL×5	本										本
フヘンノリ注100mgシリジ	10mL×5	本										本
モルヒネアドヒン注射液	1mL×10	A										A
アヘンサ生剤10mg	10mg	50	個									個
アヘンサ生剤20mg	20mg	50	個									個
アヘンサ生剤30mg	30mg	30	個									個
アヘン内服液5mg	5mg	20	包									包